

愛西市介護予防・生活支援サービス等に関する Q&A（平成 28 年 11 月 21 日・22 日事業者説明会版）

No	サービス種別等	質問	回答
1	訪問	訪問型サービス A と訪問介護相当サービスのどちらを利用するのか決定するのは介護支援専門員ですか。	介護支援専門員がケアマネジメントにて決定します。
2	通所	通所サービスの要支援 1・2 の現行相当サービスは、「障害高齢者の日常生活自立度 A 2 以上」「認知症日常生活自立度 II a 以上」は両方を満たして現行相当サービスの対象になりますか、それとも片方だけでも対象になりますか。	片方でも対象になります。
3	通所	機能訓練室が 60 m ² しかなく、通所介護、介護予防通所介護の現在の定員は 20 人で、この場所で 10 人通所型サービス A を行う場合、通所介護、介護予防通所介護の定員を 10 人に変更し、県に届け出る必要がありますか。	通所介護、介護予防通所介護及び通所型サービス A を一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合算した面積は、事業所全体の利用定員に 3 m ² を乗じた面積以上が必要です。なお、通所介護、介護予防通所介護は、県が所管ですので、利用定員を変更する場合、所管庁で手続きしてください。
4	通所	通所介護相当サービスにおいて、週 1 回と 2 回では報酬単位の違いがありますが、週 1 回利用した場合、ケアプランに記載されている回数で報酬を算定しますか、それとも、利用実績で算定しますか。	ケアプランに記載された回数で報酬を算定します。
5	訪問・通所	処遇改善加算はありますか。	あります。 【事業者説明会資料様式 8 参照】
6	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントについてさらに詳しい説明会はありますか。居宅支援事業所（介護支援専門員）だけのケアプラン等についての研修をお願いしたいです。	検討します。

7	ケアマネジメント	ケアマネジメントBの対象者像を詳しく教えてほしい。どのようなサービスを利用している方のプランですか。	ケアマネジメントBは、指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等(ケアマネジメントAまたはC以外のケース)としていますが、現段階で想定されるサービスはありません。
8	ケアプラン	簡易なケアプランとはどのようなものですか。	介護予防支援と同様式で、記入を省略する項目があります。 【事業者説明会資料様式6または介護保険最新情報 VOL.4 84参照】
9	ケアプラン	認定結果が出るまでの間は暫定プランですか。結果が出るまでのケア内容はどうしたら良いですか。	介護予防ケアマネジメントについては、並行して要介護認定の申請をしている場合、基本チェックリストの結果が事業対象者に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経てサービス事業を利用することができます。その後、「要介護1以上」の認定がされた場合には、介護給付の利用を開始するまでの間、サービス事業の利用を継続することができます。なお、要介護認定の暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできません。
10	住所地特例について	弊社は住宅型老人ホームですが、その場合の保険者は施設所在地である愛西市か、利用者の現住所地のどちらですか。	住所地特例対象者に対する総合事業は、当該者が居住する施設が所在する市町村が行います。 【事業者説明会資料 P21 参照】
11	指定手続き	みなし指定事業所の指定申請の受付はいつから可能ですか。また、その際の申請書類は新規指定と同様ですか。	総合事業のみなし指定(平成27年3月31日までに予防給付の訪問介護や通所介護の指定を受けていた事業所)は、指定の有効期間が平成30年3月31日までのため、市は平成30年1月より指定申請を受付ます。 総合事業は市の指定になるので、ホームページに掲載している「訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの指定申請に係る添付書類一覧」をご確認ください。

12	指定手続き	定款には、どのような記載を追加すれば良いですか。	<p>定款の記載は法人の種類によって異なります。そのため、原則所轄庁に相談してください。</p> <p>社会福祉法人以外の記載例としましては、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」です。なお、愛西市所轄の社会福祉法人の場合、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という記載がされていれば、「老人居宅介護等事業」には第1号訪問事業が、「老人デイサービス事業」には第1号通所事業が定義に含まれますので、定款に追加する必要はありません。</p>
13	指定手続き	指定申請受付期間中に定款の変更が間に合わない場合、どうすれば良いですか。	<p>定款変更が間に合わない場合、申請書類と一緒に以下の書類をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理事会にて定款変更の承認を受けた旨の記載がある議事録 2 補正依頼申立書（参考様式あり） <p>なお、定款変更完了後、速やかに定款の写しをご提出ください。</p>
14	その他	利用者が総合事業に移行する時、要支援者やその家族は市役所で基本チェックリストを行わなければならないですか。	<p>市役所高齢福祉課または各支所にご本人が来庁された場合は、基本チェックリストを実施し、地域包括支援センターによる判定を行います。市役所または各支所にご本人が来られない場合は、担当地域包括支援センター職員が自宅等を訪問して基本チェックリストを行います。</p>
15	その他	介護支援専門員は総合事業の代行申請はできますか。	<p>できます。</p>